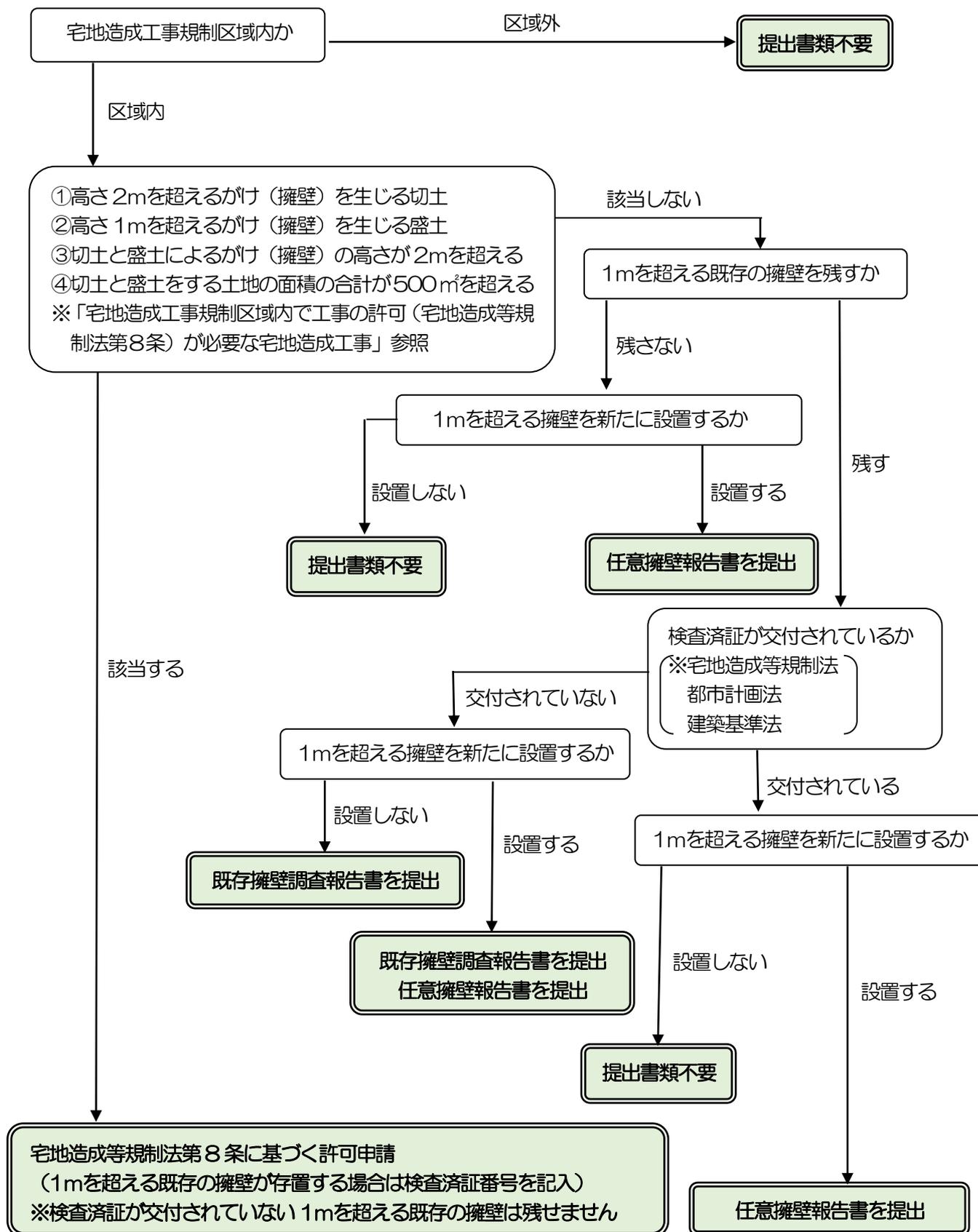


# 宅地造成工事規制区域内において建築等を行う場合の手続きフロー



※切土と盛土をする土地の面積の合計が500㎡を超える場合は、豊中市土地利用の調整に関する条例第23条、都市計画法第29条の手続きが必要になります。

## 宅地造成工事規制区域内で、 工事の許可(宅造法第8条)が必要な宅地造成工事

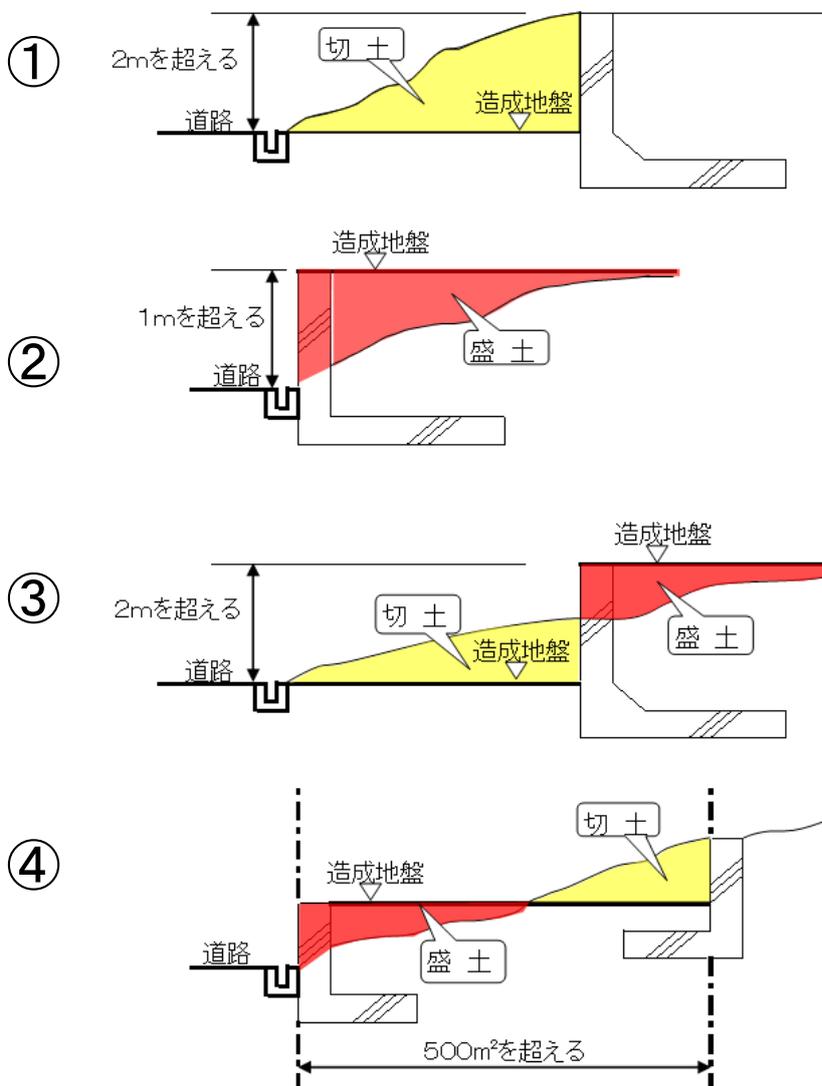
宅地以外の土地を宅地(駐車場等も含む)にするため又は宅地において行う宅地の形質の変更で、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 高さ2mを超えるがけ(擁壁)を生じる切土。
- ② 高さ1mを超えるがけ(擁壁)を生じる盛土。
- ③ 切土と盛土によるがけ(擁壁)の高さが2mを超えるもの。
- ④ 切土と盛土をする土地の面積の合計が500㎡を超えるもの。

※<sup>1</sup> ここでいう「がけ」とは、地表面が水平面に対して30度を超える土地を表します。

※<sup>2</sup> 切土、盛土の判断については、原地盤(地山)を基準としています。

新千里東町、新千里西町、新千里南町、新千里北町の各地区は、原地盤(地山)の判断が現況と異なる場合がありますので、ご注意ください。



- ・宅造法第8条の許可申請に係る下見期間は1週間～10日、受付から許可に至るまでは3～4週間かかります。なお、下見につきましては、書類審査用1部の提出をお願いいたします。
- ・詳細については開発審査課開発検査係までご相談ください。

問合せ 豊中市役所 都市計画推進部  
開発審査課 開発検査係  
TEL 06-6858-2862